

人間本性と人権についての哲学的考察

目次

はじめに

I 人間本性、国家を志向する家族的存在

II 倫理的・法的存在としての人間と人間本性の発展能力

III 訴願する存在としての人間、人権についての考察

結語

山  
田  
秀

## はじめに

既に二十一世紀に入つて十年経過する。人間の自己理解はどのようになってゐるだろうか。確固としたものがあるだろうか。ここでは、我々誰もが経験する事柄の内容に依拠して、特に個人的・社会的本性に基づき国家を築きつつその中で生を全うしようとする人間本性から出発して、若干の考察を試みたい。

本論は三部に分かたれる。先ず、人間本性を語り、そこで私は「国家を志向する家族的存在」とこれを定義する。次に、倫理的・法的存在としての人間と人間本性の発展能力を論じ、そうした前提を踏まえた上で、更に、歴史を貫いて繰り返し姿を現す人間の特別の性質、訴願する存在としての人間を人権についての考察と関連付けることを試みるであろう。

## I 人間本性、国家を志向する家族的存在

人間の（自然）本性を説明し、根拠づけようとする場合には、人間を特に家族的存在として把握することが適切であるように思われる。<sup>1</sup> 家族的存在としての人間理解は、ヨハネス・メスナーがその著書で詳細に論じていることである。<sup>2</sup> メスナーによれば、人間において自然法（則）は客観的主観的作用様式が相互に内的に結びついて作動し

ている。人間は一人で完結・自足しているような存在であるより遙かに根源的にそしてまた同時に真つ先に家族的存在である。

「家族の中で人間は、自分の態度と行為様態の形成を経験するが、果たして深層に食い入るほどまでも精神の形成も家族の中で経験するものだ。家族共同体の中で人間は社会的存在及び個人的存在としての彼自身にとって幸福傾動の実現を追求することにおいて、それ故に価値追求において真に有益であるものを経験する。自己決定にとって人間本性に適合した行為様態への動因となるのは、こうした家族共同生活を送る際に本性によって要求される直接的な経験である。」<sup>3</sup>

倫理的ならびに法的諸原理は、それ故に自然法諸原理は家族の中で内容を伴うという仕方では経験され習得されるのであってみれば、それらは相異なる様々な領域でもそれに応じた仕方では応用可能となるのである。<sup>4</sup>従って、自然法原理は内容空虚ではない。

人間は、他のすべての生物同様、自己完成と自己充足を求める。アリストテレスは善とエウダイモニア *eudaimonia* (字義通りには「魂の善ささま」) について語っている。<sup>5</sup>誰もがこれには反対しないであろうが、しかしそこでは或いは必ずしも同じように理解がされていないかも知れない。この問題には余裕があれば後述したい。

人間がその歴史上常に家族共同体の中で生活して来たということ、今日一般的に承認されている。<sup>6</sup>しかし、こゝとはこれに言及すれば足りるというものではない。周知のこととして、家族、血族、地域的存在単位、職業団体、ポリス(都市国家)、国民国家などという様々な共同体や社会が存在している。<sup>7</sup>これら諸人間集団の中でも、国家

は特別の意味を有していると言わねばならない。<sup>8)</sup>従って我々は國家に特別の関心を払わねばならない。しかし、それは如何なる理由に基づいてであろうか。國家の地位と役割、及び共同善目的の故である。別の言い方をしてみよう。人間は、國家なくしては、そして國家の中に於いてにあらざるば、「善き生(活)」(eu zen)を送ることが出来ない。これが、アリストテレスを始め、トマス・アクイナスやサラマンカ学派、そしてヨハネス・メスナー(Johannes Messner)やヘルベルト・シヤンベック(Herbert Schambeck)、その他の学者といった現代の主張者等に到る伝統的自然法論の基本思想である。<sup>9)</sup>

人間は、その社会的本性に推し促されて、様々な社会や集団を形成し、その中で生きていく。そしてこれは、人間が社会的協同(die gesellschaftliche Kooperation)を通じて、<sup>10)</sup>相互に援助を為し、必要とあらば犠牲をも厭わぬという共同体精神の如き(Ethos)が存在する場合に、そしてその態勢の度合いに応じて、可能となる。何れの社会もそれ自身の固有の共同善を有している。諸社会がどれ程ものを生み出し得たとしても、それだけでは社会統合は成し遂げられない。爾余のすべての社会に優越して、個々人及び社会の多種多様な活動に一種の調和をもたらし得る総体社会(全体社会)Gesamtgesellschaftがなければならぬ。この総体社会は國家に外ならず、自然法論者によって一般的に完全社会societas perfectaと呼ばれてきたものである。國家は、政治的形相により、即ち人間の國家的本性により、その実存へと到る。<sup>11)</sup>國家の目的は、ヨハネス・メスナーによれば、「人間本性の完全現実性によって要求されるところの、共同体の自衛・法秩序並びに一般的福祉の確保という社会的根本作用の包括的かつ全面的実現」と定義される。<sup>12)</sup>

本節での論述は、若し要約するならば、國家を志向する家族的存在としての人間に向けられていた。

## II 倫理的・法的存在としての人間と人間本性の発展能力

人間は社会的かつ個人的本性のもので、社会的協同に依存している。<sup>13</sup> この社会的協同によって、人間の生存にとって決定的に重要なものがすべて生み出される。これを「文化」と呼ぶことができるだろう。文化において、そして文化を通じて、人間は真の意味で「人間」になるのである。文化の（ある）お蔭で、とりわけ伝統のお蔭で、人間は動物の出発点とは対照的な出発点を手に入れる。動物は常に同じ出発点の前に立たされる。一方、人間の場合だと、彼は「社会の伝統から自らの完全な発展にとつて本質的なものをすべて受け取る。即ち、人間は、本性的にそれへと規定されているもの、文化的存在に彼がなるためのものを、自らの身体的本性以外から獲得するのである。<sup>14</sup>」この意味において、人間が「文化的存在」であると言われるには十分な理由がある。

歴史の進展過程の中で、人間は社会的協同を通してそれまでの文化に常に何か新しいものを追加し、より善い生活が送れるようになった。より正確を期すなら、より善い生活が送れるよう努力を払って来た。文化は、このようにして基本的にはより豊かになって来た。人間は原初から現在に到るまで家族の中で生きて来た。人間はその間、様々な社会や制度を築いて来た。それらの内の一つであつて、恐らくは最も重要なものが国家である。<sup>15</sup> こうした発展の過程には、善と幸福を求めて止まない人間の本性的な渴望なし傾動が常に働いていた。この幸福傾動は、しかしながら、国家における生活だけで満足することはなかった。この幸福傾動に促されて人間は、更に国家の限界（国境）を越えて遙か遠方まで出かけ、他国民と交流や交換を物心両面で行うに到った。こうした人間の本性、即

ち、自らの世界を広げ、より善い生活を送り、新しい経験を積むといった人間本性にこそ、私の見るところ、唯一ではないにせよ国際法がやがて成立していった最も重要な前提の一つがあるのではなからうか。私はつい先ほど、人間の文化は常により豊かになって来たたと述べた。このことは法と正義についても当てはまるであろうか。事実があるがままた見ようとする者は、これを「然り」と言わねばなるまい。二つの例を挙げよう。

第一は倫理的意識に関わる。倫理的並びに法的意識は、それ故に又正義の意識も、人間の理論的認識一般と同様に、発展するものである。<sup>16</sup>この連関で文化の成長法則としての価値法則に関するメスナーの発言は特別の注目値する。<sup>17</sup>彼によれば、文化の本質と意味は、社会的協同を通じて個人的人間性の前提を創出し生存充足を拡充することにある。かくして不可避的に所謂分業が成立する。

ここで重要なことは、「文化の「創造」過程に関与しているすべての集団が、文化的な生存充足のための前提と可能性をその分業を通じて創造している質量内容に応じた分け前に与るべき要求の適切妥当なことを知っているということである。」<sup>18</sup>彼は更に続けて言う。「こうした要求に関する特定の認識のうちに文化を動かす法則としての正義法則が根差している。」<sup>19</sup>自然法の再生力、とりわけ法と正義を巡る戦いの意識に現れる自然法の傾動力を想起されたい。<sup>20</sup>そこにはメスナーがいう意味での法的アプリオリが働いている。

第二の例は、これは法と正義の力動性なし動態性との連関で特に注目したい点であるが、メスナーによって見事に更なる展開をみた「今日の万民法」(das heutige ius gentium)という内容に関わる。万民法というと、市民法(ius civile)と対比されるローマの万民法が想起されることしばしばであり、せいぜい後に国際法として発展していくことになった「諸国民(民族)間でのユースと」の万民法(ius gentium ut ius inter gentes)が理解される程度である。これらの諸形式は「歴史的意義(形態)における万民法」と一括することが出来よう。こ

ここでしか万民法の起源を更に問うならば、事実上の起源は経験と結びついた自然的法良心の影響のもと習俗と法慣習が発展したということに求められなければならないという認識に我々は辿り着く。<sup>(21)</sup> 一度このように理解されたからには、メスナーが、万民法は「応用自然法原理の増大していく遺産の宝庫」<sup>(22)</sup>であると主張する理由が容易に理解することが出来る。こうした考察を踏まえた上でメスナーは、法原理の全体、例えば良心の自由、宗教活動の自由、言論の自由、結社などの自由が「今日の発達段階における諸民族の自然的法意識」(das natürliche Rechtsbewußtsein der Völker auf der heutigen Stufe seiner Entwicklung) であると言ふ、それ故に、それら諸原理の総体が「今日の万民法」を形作っていると主張するのである。<sup>(23)</sup>

我々はヨハネ・パウロ二世の社会回勅Centesimus annusの第二一番目、"novum ius gentium" という用語を見出す。これは独語版で "ein neues Völkerrecht"、英語版で "a new right of nations"、そして邦語版で「新しい諸国民の権利」と訳出されている。<sup>(24)</sup> 私には、ラテン用語がそのまま他の現代諸語による回勅訳として用いられ、少なくとも併記されたならばどれほど適切であったであろうと思われる。そうすることによって、回勅と力動的自然法理論との適切な連関が保たれるからである。この意味において、ヨハネス・メスナーが説いた次の一文をここで引用することが至当である。

「万民法は決して歴史的なカテゴリーに属するだけであるということはない。その歴史自身が、現代をも貫徹する発展性格を証言している。」<sup>(25)</sup>

### Ⅲ 訴願する存在としての人間、人権についての考察

前節で我々は今日の万民法に関するヨハネス・メスナーの見解を紹介した。今日の万民法を形成する法原理の目録は、例えば一九四八年十二月一〇日に国際連合総会で可決された世界人権宣言 Universal Declaration of Human Rights (Deklaration der Menschenrechte) を参照して作成することが可能である。或いは又、一九六六年十二月一六日の人権に関する二つの条約、即ち、市民的及び政治的権利に関する条約、並びに、経済的・社会的及び文化的権利に関する条約 International Covenant on Civil and Political Rights and International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights (der Pakt über bürgerliche und politische Rechte und der Pakt über wirtschaftliche, soziale und kulturelle Rechte) を引き合ごに出すことも可能であろう。<sup>(76)</sup> 人権は、その不可譲性と絶対性が語られ、少なくとも基本的人権の自明性 selbstverständlich (self-evident) が語られる。

一七七六年七月四日のアメリカ合衆国独立宣言には以下の文が見られる。「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。<sup>(77)</sup>」そして、一七八九年のフランス人権宣言 (Declaration des Droits de l'Homme et Citoyen de 1789: 「人及び市民の権利の宣言」) には同様の文言が見られる。「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。社会的差別は、共同の利益の上のみ設けることができる。<sup>(78)</sup>」



両宣言は、すべての人間が生まれながらにして、或いは本性からして平等に創造されていると言う。これは当たっているだろうか。人間は誰でも生まれながらにして本当に平等だろうか。或る者はこれを肯定するであろう。又、別の者はこれを反対に否定することであろう。一キロの黒い剛球と一羽のカラスを比較して誰かが剛球はカラスと同じであるとかないとか言ったり、或いは剛球はカラスより若いとか言ったりしたらどうだろう。普通であれば、何かチグハグで、それだけでは意味をなさないだろう。しかし、カラスが一キロであったならば、剛球とカラスを比較して同じ重さであるとか言うことには意味があるし、その発言は真であると言わねばならない。又、すべてのカラスは黒いと誰かが言ったなら、その発言が事実に対応しているかどうかを検証することができる。

さて、先に見た人権宣言の中に見られる「すべての人間は平等である。」という言明はどう評価され得るだろうか。平等だとすれば、どういう観点からであろうか。人間の何処或いは何に着目して、すべての人間が平等であるとか比較検討され得るのか、それを明らかにしなければならぬ。皮膚の色がそうなのか。頭脳の活動が。計算力がであろうか。その他いろいろと比較検討する事項を挙げることはできるだろう。そして、我々は、これまで列挙してきたものは何か相違するものがそこで問題になっていることに気付くであろう。それでは、それは人間の性質のうち何かより深いものであろうか。すべての人間は理性において平等だろうか。万人は人間性において平等だろうか。厳密に言えば、人間は誰もが身体的にも、精神的にも、外見上も、内面的な徳に即して(29)みて、平等ではないように私には見える。それでも、私は、すべての人間は(生まれながらにして)平等であるということ(30)を肯定しようと思う。しかし、それはどうして可能であろうか。

基本的な人権の種類を眺めてみよう。生存権は、飢饉や極限状態においては明らかに所有権(私有財産権)に優先する(30)。両基本権は、そうした場合には両立し得ない。事例を挙げてみよう。ボートに二人が乗っている。しかし、

何らかの事由からポートは最早一人の重さをしか支えることが出来なくなつてしまつた。この場合、二人のうちどちらが不可譲の自然的生存権を有しているのだろうか。これは古代からしばしば議論されて来た問題である。人間は、果たして絶対的生存権を有しているのだろうか。

我々は歩を更に前進させよう。「万人は平等に造られている。」と言われる。すべての人は、「造物主によつて一定の不可譲の諸権利を賦与されている (are endowed by their Creator with certain unalienable Rights)」。それら諸権利の内に、「生命、自由、幸福追求 (Life, Liberty, and the Pursuit of Happiness)」が含まれる。こうした宣言文は、我々を欺くものなのか否か。それらは或る意味では誤りであり、別の意味では正しい。存在文には少なくとも二つの用法が見られる。例えば、「私は人間である。」という文は、確かに私が人間であるという事実を記述している。従つて、例えば、漫画で猫が「私は人間である。」などと発言したならば、それは漫画の世界の話ではあるとしても、その発話者たる「私」は人間ではなく猫であるのだから、事実には相違しており、誤つた文である。同じ文が看板に書かれていた場合は、例えば、或るデモ行進の中で掲げられていた場合はどうであろうか。この場合は、「私は人間である。」とか、寧ろ、「私だつて人間だ。」とか「私だつて同じ人間だ。」という趣旨を含んでおり、より明瞭に表現すると、単に私が人間という種に属しているから確かに人間であるということではなく、私も他の人と同様の「人間らしい扱いを受けたい。」とか「より高い賃金報酬を受けたい。」とか「より豊かな生活を送りたい。」などといった要求を含んでいると言わねばならない。若しこの同じ文を裁判官が法廷で口にしたらどうだろう。それは、被告人に対する人間的な同情心を吐露していると見てよいのではなからうか。以上を要するに、私が言いたいことは、同じ「私は人間である。」という存在の叙述文が二つの意味を担っているということ、即ち、事実的な意味と道徳的（ないし倫理的）意味を担っているということである。

以上述べたところから、人権宣言の意味が我々に明らかになって来た。独立宣言に盛り込まれた諸命題は、単なる人間の事実を描写したのではなく、道徳倫理上の要求・訴願を表現したものと理解しなければならない。「我らはこれら真理が自明であると考える。」という文言は、確かに文字通り「真理」である。しかも、道徳的真理である。「道徳的」という語を私はここで「倫理的」と同じ意味で用いている。私のここでの関心は、事実に関する道徳的な考察に置かれている。単なる事実をどれほど集めてみたところで、そこから何ら道徳も倫理も生れはしない。ここで答えられるべき問いが顔を出す。事柄がそうであるならば、主観的意味での法つまり権利が道徳的に成立し、人間はそれ故に生まれながらにして(或いは本性的に)それを有するのではないとするならば、それにも拘らず、何故我々は、人間は基本的人権を有するとか、権利は人間に生まれながらにして与えられているなどと言うのであろうか。

人間は、一年もすれば徐々に二足歩行をするようになる。その後、周囲や環境から多くの物事を、とりわけ伝統という形式において生活する上で重要な事柄を習得する。それは「社会的に形成された態度という形式で承継された行動様式」を含む。<sup>31)</sup>「これら態度は、表象様式、思考様式(言語)、真理確信、価値確信、法(権利)確信に基づく。そして、これらは全体で、そこにおいて人間が成長する伝統を成す。伝統は、基礎的な文化現象である。」<sup>32)</sup>成長するとは、個々人にとっては、文化を獲得することであり、人格性の形成であり、同時にまた社会的ならびに文化的なものの内面化である。

人権については、その発展を、しかも法思想史上のそれを確認することが出来る。二十世紀は人権の世紀であったとしばしば言われる。しかし、或いはそれに「戦争の」世紀を追加しなければならぬかも知れない。人間は、何時権利について問い始め、その問いに取り組み始めたのだろうか。次にそれについて考えよう。

およそ二千五百年前のギリシャのこと、当時ギリシャでは、様々な事柄について、ありとあらゆる事柄について考察が為された。人間の権利についても例外ではなかった。ここではソポクレスのギリシャ悲劇「アンティゴネー」を取り上げて、これまでの考察をより深めて可能な限り重要な点を明らかにしたいと思う。<sup>31)</sup>

アンティゴネーはテーバイ王オイディプスの娘で、二人の兄弟エテオクレスとポリュネイケス、一人の妹イスメーネーがあつた。オイディプス王亡き後、二人の兄弟は互いに争い、戦いの中で討ち死にした。新しく王位に即いたクレオンは、国家に反逆したポリュネイケスを埋葬した者は死刑に処せらるべしという命令（掟）を出した。アンティゴネーは妹イスメーネーに自分の計画を話したが、妹は姉の計画を受け入れずこれに加担しなかつた。アンティゴネーは一人で兄の埋葬を遂行する。ところが現行犯で捕えられ、アンティゴネーはクレオンの前に引き立てられた。国王の「では、それなのに、大それた、その掟を冒そうとお前はしたのか。」との問いに、アンティゴネーは以下のように答えている。

だつても別に、お布令を出したお方がゼウスさまではなし、彼の世をおさめる神々といつしよにおいで、正義の女神が、そうした掟を、人間の世にお建てになつたわけでもありません。またあなたのお布令に、そんな力があるとも思えませんでしもの、書き記されてはいなくても揺ぎない神さま方がお定めのお掟を、人間の身で破りすてができようなどと。

だつてもそれは今日や昨日のことではけしてないのです、この定りはいつでも、いつまでも、生きてるもので、いつできたのか知つてる人さえありません。<sup>31)</sup>

我々は、もう暫く、両者の言い分に聴き入ろう。<sup>(15)</sup>

クレオン お前一人だ、カドモスの市民のうちで、そんな意見をもっているのは。

アンティゴネー この方々も同じですわ、あなたを憚り、口をつぐんでいるだけで。

クレオン お前は恥と思わないのか、みなのような弁えを持っていないのを。

アンティゴネー 何が恥でしょう、本当の兄を大切にしながら。

クレオン いや、もしもお前が、非道な、者へも同じい勤めをするならな。

アンティゴネー でも、別に、奴隷じゃなしに、兄弟でしたわ、死んだ方は。

クレオン この国を攻め陥そうとかかってな。こちらは、護って立ったというのに。

アンティゴネー とにかく彼の世は、そうした勤行を求めるのです。

クレオン だが、良い者が、悪人と同じもてなしを受けてはすまされない。

アンティゴネー 誰が知ってましよう、それがあの世でまだ、さしつかえるか。

クレオン いや、けつして仇が、死んだとて、味方になりはしないぞ。

アンティゴネー いえ、けして、私は、憎しみを頷けるのではなく、愛を頷けると生れついたので。

クレオンは、しかし、アンティゴネーに対して聞く耳をもたず、彼女を即刻死刑に処すよう固執した。「でも、どんな神々の掟を犯したというのでしょうか。……だって、まったく、道を守る心ばかりに、道にはずれたと言われるのだから。」<sup>(6)</sup> 国王の息子でアンティゴネーの許婚ハイモンは、父である国王に死刑命令を撤回させようと試みる<sup>(7)</sup>が、これを達し得ず。花嫁の死骸のある岩穴の部屋で自決する。これに続いて、ハイモンの母、即ち王の妃エウリディケーも自害した。以上が悲劇の粗筋である。

アンティゴネーは我々の内心を激しく揺さぶる。その心の震撼は幾つかの段階乃至次元に即して分析できよう。第一に、我々はアンティゴネーに同情するが、それは、兄の死体が埋葬されなのまま放置されるにも拘らず、彼女が王の掟故に何も為し得ないからである。第二に、人間の掟が彼女を傷つけていることが忍びない。これは現行法や現行政治権力によって塗炭の苦しみを嘗めざるを得ない者に対して我々が抱く共通の感情である。第三に、人定法の侵害がアンティゴネーの犠牲という代償を通して（もちろん悲劇という文学形式を通してではあるが、はつきりと）、人間たるもの、権力を誤用・悪用・濫用して人々を苦しめてはならないという結論が導出されるということが重要である。そして、この結論は、我々が前に掲げた定式、人権宣言の文言に結晶化する。アルフレート・フェアドロスは、悲劇作家たちにおいて神々の法と人間の法との間で生じ得る衝突に関して全く新しい思想が誕生したと指摘している。<sup>(8)</sup> 我々は更に、ここに人権宣言（の精神）が産声をあげて誕生したと言い得るのではないかと思う。

## 結 語

我々は、前節で悲劇「アンティゴネー」を手掛かりに、人権宣言が何時、そして如何にして成立したのかを、より正確に述べるならば、人権宣言が成立するための背景として、即ち、人権が人権として意味を有して成立するためには何が少なくともなければならなかったのかを考えてみた。憲法の教科書は、通例、人権問題を近世の問題と位置づけ、その歴史的視野をせいぜいマグナカルタまで遡及させるにとどまる。しかしながら、アンティゴネーに描かれているように、人権問題に関する人間の意識は遙かに古い。しかも、これは人間の意識が記録に残されていない一例に過ぎないのであるから、人間の意識はそれ以前にまで遡るに違いない。

最後に私は若干の注目に値する点を指摘してみたい。第一点は、権利が語られる処では訴願が問題とされ得ることに関わる。第二点は、訴願はアンティゴネーの悲劇では根源的には人定法外の、即ち道徳的な性質のものであるを得なかつたが、これが反転して、人間は自然的権利（自然権）を賦与されており、権利は神々によって保障されているということに関わる。アンティゴネーはクレオンに訴願するに当たって、神的な法に依拠した。個人は支配権力を前にしてはあまりにも弱い。個人が権力によって自らの権利を侵害された場合、何に依拠して彼は自らの権利を擁護し得るであろうか。或る者は神に訴えるであろう。他の者は、神々に訴願するであろう。神を知らない者ならば、天であるとか自然であるとかに祈願するであろう。こうしたことから見えてくるのは、人間はその本性からして少なくとも超人間的な権威を不可避的に必要とするということである。第三点は、人定法ないし実定法

は、慣習や法文から成立するもので、それはそれで理由を有するということである。それは、慣習的なもの、社会における伝統的な伝統的な生活様式、そして共同善としての善き生活に定位して公布されるべき法律の地位を守る。アリストテレスは「ポリスの動物」を語った。我々は国家を志向する家族的存在並びに訴願する存在としての人間を語った。

我々人間は、様々な社会を形成し、その中で、そして同胞仲間と一緒に生活をする。しかも、それは常に善き生活の故にである。そのためにこそ国家も、法律も、権利もその他諸々の制度もが存在する。事情によっては、そして今日でもなお、人間の権利が国家によって、或いは他の人々によって侵害される。他者による権利侵害、法侵害を防ぐために何が為され得るだろうか。他者の訴願に聴き入ろうとする態度は何よりも必要であろう。他者の訴願・祈願から重要な内容を聞き取ろうとすることは、他者を人格として尊重するということに外ならない。そして、本稿の考察を通して暗示されることは、人間がその本性からして国家を志向する家族的存在であること、同時に人間を超越する権威への参与を求め存在であることであつた。自己超越性が人間本性に内在すると言ひ換へてもよい。<sup>39</sup> 本題について論じられるべき事項はまだ多く残されている。それでも、私は他者を訴願する人格として承認し、尊重することが極めて大切であり、しかもそれこそ拙論の考察を通じて達した一応の結論であることを確信している。誰であれ、人間はこうした事態を理解し受容することへと本性からして謂わば構造的に傾けられており、またその能力を有する。私の観るところ、これは人間本性の基本的構造とそれに直接由来する法的倫理的基本原理の洞見を重視しそこから法的諸問題（法の起源、本性、多元構造、権利の存在、国家の本性及び諸課題）を考察しようとするめたヨハネス・メスナーの自然法倫理学の基本思想に一致する。<sup>40</sup>



- (1) 以下に就き、次の拙著を参照。Vgl. *Hideshi Yamada*, *Gemeinwohl und Gerechtigkeit in der Entwicklung*, auf der Suche nach einer integralen Lehre vom Menschen, in Rudolf Weiler u. Akira Mizunami (Hrsg.), *Gerechtigkeit in der sozialen Ordnung. Die Tugend der Gerechtigkeit im Zeitalter der Globalisierung*. Berlin 1999, S.51ff.
- (2) *Johannes Messner*, *Das Naturrecht. Handbuch der Gesellschaftsethik, Staatsethik und Wirtschaftsethik*, 7. Aufl. Berlin 1984. „Der letztgenannte, von uns beschrittene Weg erweist das Naturrecht als menschliche Existenzordnung induktiv-ontologisch aus der Natur des Menschen, nämlich als der eines Familienwesens.“ (a. O. S. 345). *Ders.*, *Kulturrethik mit Grundlegung durch Prinzipienethik und Persönlichkeitsethik*, Innsbruck, Wien, München 1954.
- (3) *J. Messner*, *Das Naturrecht*, S.57.
- (4) Vgl. *J. Messner*, *Das Naturrecht*, Kap. 47, bes. S. 314f., S. 320f. *J. Messner*, *Kulturrethik*, Kap. 2 u. 15 sowie S. 400f.
- (5) *Aristoteles*, *Nikomachische Ethik*, I. Buch.
- (6) 江原昭善「人類の起源と進化」*裳華房*、一九九三年。河合雅雄「人間の由来」上下巻、一九九二年。河合雅雄「サルからヒトへの物語」小学館、一九九二年。河合雅雄「森林がサルを生んだ」小学館、一九九六年。山際寿一「家族の誕生」東京大学出版会、一九九四年。これについては、拙稿「人間本性と自然法における恒存的なものと可变的なもの」(山崎広道編『法と政策をめぐる現代の変容』、成文堂、二〇一〇年)註(32)一九四—一九五頁を参照。 *Hideshi Yamada*,

Gemeinwohl und Gerechtigkeit in der Entwicklung (Anm. 1), S. 53f.

(7) *J. Messner*, *Das Naturrecht*, II. Buch. *Gesellschaftsethik*.

(8) 既に昔から、例えばアリストテレス以来、共同善について語られるときは殆どいつでも、そしてスコラ学内でも、比重は国家及び国家の共同善だけに置かれた。しかし、メスナーは注意深く共同善多元主義（寧ろ多元的共同善論）を擁護して説いた。これにき次の箇所を参照。*J. Messner*, *Das Gemeinwohl*, 2. wesentlich erw. Aufl. Osnabrück 1968, S. 251.

(9) 他の代表者を下ドイツ語圏から例示列举すると、フェルトロス (Alfred Verdross)、クルメンス (Ferdinand Hermens)、クフナー (Joseph Höfner)、ウツツ (Arthur Uitz) 等。

(10) *J. Messner*, *Das Naturrecht*, Kap.14, bes. S.150-152.

(11) *Ferdinand A. Hermens*, *Verfassungslehre*, 2. Aufl. Köln 1968, S. 6-10.

(12) *J. Messner*, *Das Naturrecht*, S. 725.

(13) メスナーが、主著「自然法」の社会哲学の部を、次の一文で開始していることは注目すべきである。「人間はその本性からして個人的存在であるのと同様に社会的存在である。」*Der Mensch ist von Natur ebensehr ein gesellschaftliches wie ein Einzelwesen.* (Das Naturrecht, S. 149). 但し、この文章の重点は「社会的存在」の方に置かれている。詰り、この一文は、近代思考に特有なイデオロギーに外ならない個人主義ないし個体主義が（一般的通用力をもつ）前提とされた処で語られている。*Arthur Fridolin Uitz*, *Johannes Messners Konzeption der Sozialphilosophie*, in: *Das Neue Naturrecht. Die Erneuerung der Naturrechtslehre durch Johannes Messner. Gedächtnisschrift für Johannes Messner*, herausgegeben von Alfred Klose, Herbert Schambeck, Rudolf Weiler,

Berlin 1985, S.22f. はこの点に特別の注意を促す。尚、秋葉悦子訳著「ヴァチカン・アカデミーの生命倫理——ヒト胚の尊厳をめぐって——」（知泉書館、二〇〇五年）特に三二—三五頁をも同時に比較参照されたい。

(7) *J. Messner, Kulturethik, S. 346.*

(8) Vgl. *Aristoteles, Politik, I. Buch Kap. 2. bes. 1253a 30.*

(9) Vgl. *Thomas von Aquin, Summa theologiae, I-II, qu. 97 art. 1. 2.* には次の如く見える。„Ex parte quidem rationis, quia humanae rationi naturale esse videtur ut gradatim ab imperfecto ad perfectum perveniat.“ 「理性の側から言えば、人間の理性にとっては不完全から完全へと徐々に進んでいくことが自然であるように思われる。」

(10) *J. Messner, Kulturethik, S. 412ff.*

(11) *J. Messner, Kulturethik, S. 412ff.*

(12) *J. Messner, Kulturethik, S. 413.* Siehe auch sein *Naturrecht, S. 362ff.*

(13) Vgl. *J. Messner, Das Naturrecht, S. 381f.*

(14) *J. Messner, Das Naturrecht, S. 378.*

(15) *J. Messner, Das Naturrecht, S. 379.*

(16) *J. Messner, Das Naturrecht, S. 380.* 117頁で第一に挙げられた例は „die Freiheit des Gewissens“ である。この117頁が「自然法」の初版での箇所は、„die Freiheit der Person“ となっていた。これが削られた訳である。これをどう理解すべきか。二つの解釈可能性があるであろう。二つの解釈は、メスナーは、„die Freiheit der Person“ じ、*Habeas Corpus Act* 等を含む通常の理解とは異なる内容を理解しており、それはPersonの核心となる自由、その意味での „die Freiheit des Gewissens“ を理解していた。その後、誤解を避けるために、„die Freiheit des Gewissens“ といふ表現

に書き換えた」とするもの。今この解釈は、*„die Freiheit der Person“* は、古典的な自由として通用しており、それ故、この用語を「今日の万民法」*das heutige ius gentium* に含めるのは適切ではないとメスナーが考えたとするものである。私自身は、第二の解釈が妥当ではないかと考えている。

(24) *Centesimus annus*, Nr. 21. Im lateinischen Text im Ablativ „*novo iure gentium*“, im deutschen im Genitiv „*eines neuen Völkerrechts*“. 邦語版は「英語版からの二重訳であるため」ラテン用語の担う思想的な背景との繋がりを欠いた訳語になってしまっている。

(25) *J. Messner*, *Das Naturrecht*, S. 380. „*Das ius gentium ist keineswegs nur eine historische Kategorie. Seine Geschichte ist selbst Zeugnis für seinen auch die Gegenwart einbeziehenden Entwicklungscharakter.*“

(26) Vgl. *Ignaz Seidl-Hohenzollern*, *Völkerrecht*, 9., neubearbeitete Aufl. Köln · Berlin · Bonn · München 1997, S. 299. 但し、上記教科書の日付は、邦語文献により修正した。

(27) „*We hold these Truths to be self-evident, that all Men are created equal, that they are endowed by their Creator with certain unalienable Rights, that among these are Life, Liberty, and the Pursuit of Happiness.*“

訳文は、高木・末延・宮沢編「人権宣言集」(岩波文庫)一一四頁(斎藤真)による。

(28) „*Les hommes naissent et demeurent libres et égaux en droits. Les distinctions sociales ne peuvent être fondées que sur l'utilité commune.*“ 訳文は、高木・末延・宮沢編「人権宣言集」(岩波文庫)一一三頁(山本圭一)による。

(29) 誕生前の胎児やヒト胚についても平等に、人間の尊厳が認められ、保護に値すると説得的な根拠を示して主張するものとして、以下の文献を参照。秋葉悦子訳注「ヴァチカン・アカデミーの生命倫理——ヒト胚の尊厳をめぐる——」(知泉

書館、二〇〇五年）、秋葉悦子「人」の始まりをめぐる真理の考察」（毎日新聞社、二〇一〇年）。Günther Polner, Grundkurs Medizin-Ethik, Wien 2002. 尚、拙稿「書評 秋葉悦子訳注『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理』（知泉書館、二〇〇五年）」（南山大学社会倫理研究所「社会と倫理」第十九号、二〇〇六年）二〇二―二二一頁、及び拙稿「書評 J. Bonelli (Hrsg.), *Der Mensch als Mitte und Maßstab der Medizin*, Wien 1992. J. Bonelli u. E. H. Prat (Hrsg.), *Leben-Sterben-Euthanasie?*, Wien 2000. Günther Polner, *Grundkurs Medizin-Ethik*, 2. Aufl., Wien 2006] 『熊本法学』第一一七号、二〇〇九年）七一―八一頁を参照された。

(30) 私は、嘗てカトリック社会倫理学ないし自然法論における私有財産制（私的所有権論）について、教皇回勅「レールム・ノウァールム」及びそれ以降の重要文献の主張を、歴史的展望のもとに置き、特にトマス・アキィナスの「神学大全」の関連箇所を踏まえて検討したことがある。要点を簡潔に述べると、トマスの立論は極めて立体的であって、創造者と被造世界との、謂わば垂直的関係の下で、人間は全体として他の諸々の事物、生物を自己の支配下に置くことが容認された（*Thomas von Aquin, Summa theologia*, II-II, qu64, art.1. „In rerum autem ordine imperfectiora sunt propter perfectiora.”）。この次元では所謂消極的共産主義が説かれた。次に、この消極的共産主義が、或いはクリューバーの表現を借りると「事物の共同使用原理」（die Norm des Gemeingebrauches der Güter: Franz Kübler, *Der Umbruch des Denkens in der katholischen Soziallehre*, Pahl-Rugenstein 1982, S.269）が、墮罪後の人間本性を考慮してみた場合、いかなる形態において最もよく実現されるかと問われ、ここでトマスは私的所有権に傾く。但し、その場合でもトマスは、抽象的人格とか個人の絶対性を出発点として私的所有権を論証する近代的自然権論とは異なり、共同善bonum communeを重視しつつ、その社会的機能を考慮して私的所有権を肯定する。その意味で、無条件の正当化ではない。しかも、トマスは事物の「取得管理」（procuratio et dispensatio）と「使用」（usus）の権能を区別した。そして、dispensatio

は、近代的な「自由処分」の謂いではなく、むしろ「正しい配分」を含意していた。こうした背景の下、外的事物が万人（全人類）の利用に供されるべきという「共同使用」原理が、墮罪後の人間本性を顧慮して、個々人の利害関心を媒介として共同善実現へと結実する方途が論じられる中で、外的事物を私的所有へと分割することの優位性が説かれ、その限り私的所有制（私有財産制）が支持されるものの、所有権能は二種に分かたれ、「取得管理」権能は私人に任されるが、「使用」権能については再度「財（事物）の共同性」が強調された。即ち、前者では法的私的所有が語られ、後者では道徳的倫理的意義が語られるのみであった。しかも、「使用」権能について、窮極の場面では、即ち実に例外的とはいえ、「一体緊必要性質necessitasの故に盗む」とは或る者に許されるか否か *Utrum licet alicui furari propter necessitatem* という論題で、法的意義が認められた（II-II, 67<sup>o</sup>）。トマスにおいては、dispensatorとは、単なる管理者ではなく、「善良なる管理者」の謂いであった。以上の詳細については、拙稿「『百周年回勅』の今日的意義（二）——法哲学的観点から——」（南山大学社会倫理研究所「社会倫理研究」第二号、一九九三年、九五—一二七頁）を参照されたい。

(31) *Johannes Messner*, *Das Gemeinwohl*, 2. Aufl., S. 37.

(32) *J. Messner*, *Das Gemeinwohl*, S. 37f.

(33) ノボクレーズ著、呉茂一訳「アンティゴネー」岩波文庫。

(34) *Antigone*, Vers 449ff.

„Es war nur dein Gesetz, dem ich getrotzt.

Nicht Zeus hat die Bestattung mir verboten,

Noch Dike, die das Recht der Toten schützt.

Für Menschensatzung gibt es eine Grenze

Und dein Gebot hat nimmermehr die Macht,

Daß es das ungeschriebne Recht der Götter,

Das unerschütterliche, beugen könnte.

Denn das ist nicht nur gestern oder heute,

Es ist von Ewigkeit zu Ewigkeit."

Zitiert aus *Alfred Verdross-Drossberg*, Grundlinien der antiken Rechts- und Staatsphilosophie, 2. erw. Aufl.

Wien 1948, S. 36. (龍文堂『奥義』一、三四頁)

(5) Antigone, Vers 508ff.

Kreon: „Du allein siehst dies so von diesen Nachkommen des Kadmos.“

Antigone: „Auch diese sehen es, dir nur schmeicheln sie mit ihrem Mund.“

Kreon: „Du aber schämst dich nicht, wenn du mit deinem Denken alleine stehst?“

Antigone: „Es ist keine Schande, die Blutsverwandten fromm zu achten.“

...

...

Kreon: „Wenn du ihn doch gleichermaßen ehrst wie den Feind?“

Antigone: „Kein Sklave fand den Tod, sondern mein Bruder.“

Kreon: „Er wollte diese Stadt zerstören, der andere trat für sie ein.“

Antigone: „Gleichwohl fordert Hades gleichen Brauch.“

Kreon: „Doch kann der Gute nicht Gleiches erlangen wie der Schlechte.“

Antigone: „Wer weiß, ob dort unten dieses heilig ist?“

Kreon: „Kein Feind wird jemals, wenn er stirbt, ein Freund.“

Antigone: „Nicht um Feind, nein, um Freund zu sein, ward ich geboren.“

Zitate stammen aus der Übersetzung von Norbert Zink, Universal-Bibliothek Nr. 7682 Reclam 1981, S. 45.

(訳文は『異説』一三三—一三八頁。)

(96) Antigone, Vers. 920ff. „Was für Gebote der Götter habe ich übertreten? Man sagt, ich habe einen Frevel begangen, eben weil ich dem ungeschriebenen Recht gefolgt habe.“ (訳文は『異説』一六三頁。)

(97) A. Verdross, Grundlinien der antiken Rechts- und Staatsphilosophie, 2. erw. Aufl. Wien 1948, S. 36.

(98) J. Messner, Das Naturrecht, S. 143: „Die Entfaltung der sittlichen „Person“ ist nach ihr (der Naturrechtslehre) die *Selbstverwirklichung* des Menschen gemäß der in seiner „Natur“ vorgezeichneten Ordnung. Und da das Naturgesetz den Menschen bei dieser Selbstverwirklichung an die Welt der absoluten Werte verweist, gehört die *Selbstüberschreitung* zum innersten Antrieb seiner Natur.“ „Nichts bezeugt in der Tat klarer die sittliche Würde des Menschen, als daß seine Selbstüberschreitung gleichzeitig eine Selbstverwirklichung ist. Darin ist aber auch *das existentielle Risiko des Menschen* beschlossen: Der Mensch ist allein der Selbstüberschreitung fähig, und nur ihm allein ist die *Selbstunterschreitung* möglich.“ 「倫理的「人格」は「それ」＝「自然法論理学」によれば「本性」に予め記された秩序に従ってなされる人間の自己実現である。そして自然「的倫理」法則は自己実現に当たりに絶対的価値世界に人間「の眼」を向けるのであるから、自己超越が人間本性の最内奥の傾動力に属する「」ことになる。」



「実際その自己超越が同時に自己実現であるということ以上に、人間の倫理的尊敬を明瞭に証するものはない。しかしながら、このことに内に人間の実存的危険も又含まれている。即ち、人間だけが自己超越が可能である一方、人間だけが自己排斥が可能なのである。」Vgl. J. Messner, *Kulturrethik*, S. 10ff. 宗教との関係での自己超越性については、水波朗「自然法と洞見知」(創文社、二〇〇五年)、四四—五六六頁が詳論している。

(39) 権利の存在論的考察は、水波朗「自然法と洞見知」、五六七—六四九頁を参照されたい。又、メスナー自然法論の基本思想については、拙稿「ヨハネス・メスナーの生涯と著作」(南山大学社会倫理研究所「社会と倫理」第十八号、二〇〇五年)、及び、拙稿「伝統的自然法論の精華——ヨハネス・メスナー晩年の著作を中心に——」(南山大学社会倫理研究所「社会と倫理」第二十一号、二〇〇七年)を参照されたい。